

地方自治法第180条の規定により市長が専決処分することができる事項

新旧対照表

改正案	現 行
地方自治法（昭和22年法律67号）第180条の規定により、次の事項は市長において専決処分することができるものとする。 1～3 略 4 1件100,000円以下の損害賠償責任の免除に係る地方自治法第243条の2の9第8項の同意に関すること。	地方自治法（昭和22年法律67号）第180条の規定により、次の事項は市長において専決処分することができるものとする。 1～3 略 4 1件100,000円以下の損害賠償責任の免除に係る地方自治法第243条の2の8第8項の同意に関すること。